

介護予防訪問看護運営規程

おおぞら訪問看護ステーション

(事業の目的)

第1条 「日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善の可能性の高い」軽度者で、介護予防マネジメントの結果、介護予防訪問看護の提供が必要と判断された状態の方に対して、「目的指向型」の介護予防訪問看護を医師の指示に基づき、計画的に実践し、「自立支援」する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 保健所、市町村及び医療機関等の関係機関並びに保健、医療、福祉の関係職種等と密接な連携を図る。
- (2) 良質の介護予防訪問看護サービスを提供する為、訪問看護従事職員の研修を継続的に行ない、資質の向上を図る。
- (3) 事業者は適切な介護予防訪問看護を提供する為、運営会議を持ち、職員の管理と事業の健全な運営を推進する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 おおぞら訪問看護ステーション
- (2) 所在地 〒964-0867 福島県二本松市住吉100番地
(老人保健施設やまびこ苑内)

(職員の構成)

第4条 事業所に勤務する職種、員数は次の通りとする。なお、職員数については事業の状況に応じて増減する。

- (1) 管理者(保健師又は看護師に限る) 1名
- (2) 常勤看護職員(助産師を除く、以下同じ) 3名以上(常勤換算法に基づく)
- (3) 非常勤看護職員 若干名
- (4) 療法士(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士) 若干名
- (5) その他の職員 若干名

(職員の職務内容)

第5条 事業所に勤務する者の職務内容は以下の通りとする。

- (1) 管理者
ア 適切な介護予防訪問看護実施の為の職員管理と事業運営の為に行なうこと。

- ・ 訪問看護師及び療法士の確保と従事者の指導監督
 - ・ 月間及び年間の事業計画書作成
 - ・ 月毎の職員の勤務体制の明確化（勤務表の作成）
 - ・ 営業時間外の訪問看護体制の確保
 - ・ 従事者の研修
 - ・ 関係記録の整備
 - ・ 設備及び備品の管理
 - ・ 職員の健康管理
- イ 関係機関等の連携に関する こと。
- ・ 介護予防訪問看護利用者と主治医の連携
 - ・ 介護予防訪問看護利用者と従事者の総合調整
 - ・ 介護予防訪問看護情報提供による保健、医療、福祉サービス
- ウ 緊急時対応に関する こと。
- エ 庶務に関する こと。
- ・ 諸規程、文書の管理
 - ・ 公印の使用、保管
 - ・ 予算及び決算
 - ・ 収入及び支出
 - ・ 療養費等の請求
 - ・ その他介護予防訪問看護実施に関する こと
- (2) 介護予防訪問看護に従事する者
- ア 管理者の指導のもと、主治医の指示により利用者を訪問し、在宅においての看護サービスを提供する。
- イ 利用者の健康状態及び日常生活上の障害等のニーズを的確に把握し、改善もしくは自立への援助をする。
- ウ 利用者及び看護者に介護の方法を指導し、合わせて在宅療養が快適に継続できるよう精神的に支援する。
- エ 保健、医療、福祉の動向に常に関心をもち、在宅療養及び看護問題の把握に努める。
- オ 利用者の看護計画を立て、実施した内容を記録し、保管する。
- カ その他

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日・・・月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月31日から1月3日まで）は休業とする。

- (2) 営業時間 ・ ・ 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 30 分までとする。ただし、営業時間外については常に看護師と連絡の取れる体制を整備しておくものとする。

(介護予防訪問看護の内容)

第 7 条 介護予防訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の把握
- (2) 介護予防サービス
 - ・ 運動器の機能向上
 - ・ 栄養改善
 - ・ 認知症予防 ・ 支援
 - ・ うつ病予防 ・ 支援
 - ・ 口腔機能の向上
- (3) その他療養生活を継続する為に必要な医療処置（医師の指示による）

(緊急時における対応等)

第 8 条 緊急時における対応は以下の通りとする。

- (1) あらかじめ主治医との間で緊急時の対応を協議した上で、介護予防訪問看護を開始する。
- (2) 看護職員及び療法士は、サービスの実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し適切な処置を行なう。ただし、主治医との連絡が取れない場合は枡病院、枡記念病院を協力病院として必要な処置を講じる事とする。
- (3) 看護職員及び療法士は前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに主治医や管理者に報告する。

(利用料)

第 9 条 利用料は以下によるものとする。

- (1) 介護保険法に基づき、保険給付の対象となる利用料金は別に定める料金表によるものとする。
- (2) 保険給付の対象外に係る利用料金は別に定める料金表によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、二本松市と安達郡内各市町村とする。

(苦情処理)

第11条 事業所は提供した介護予防訪問看護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適性に対応する為、受付窓口を設置し、必要な処置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第12条 職員は、職員である期間及び雇用期間が終了した後においても正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を守る義務を負うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条

- (1) 事業者は、職員の資質の向上を図る為、研究・研修の機会を設けることとし、また、質の保証ができるよう整備する。
- (2) 従事者は、業務上知り得た利用者またその家族の秘密を保持する。
- (3) 従事者であった者に業務上知り得た利用者またその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人辰星会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。